

## 第237回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

### 1. かすみがうら市農業委員会告示第2号

令和6年2月13日かすみがうら市農業委員会告示第2号をもって、令和6年2月13日（火）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第237回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

### 2. 総会の日時および場所

令和6年2月13日（火）午後2時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

### 3. 出席委員

1 番 海東 功	2 番 西崎 敏和	4 番 宮本 教夫	5 番 塚本 勝男
6 番 安田 治	7 番 飯田 敬市	8 番 久松 弘叔	9 番 井坂 孝雄
11 番 谷中 昌	12 番 廣原 孝	13 番 栗山 千勝	14 番 塚本 茂
15 番 中山 峰雄			

### 4. 欠席委員

3 番 鈴木 良道                      10 番 高田 健司

### 5. 説明のため出席した者

事務局長 齊藤 健      係長 横田 桂明      主幹 関根 治彦

### 6. 議事録署名委員

11 番 谷中 昌      12 番 廣原 孝

### 7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について  
報告第 5 号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について  
報告第 6 号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について  
報告第 7 号 制限除外の農地移動届出の受理について
- ⑤ 議案審議について  
議案第 7 号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第 8 号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について  
議案第 9 号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第10号 現況証明願の交付決定について  
議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について  
議案第13号 遊休農地の非農地判断について

午後3時20分閉会

事務局長	<p>起立 礼 着席願います</p> <p>只今から、令和6年 第237回農業委員会総会を開会いたします。  只今の出席委員は13名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、3番 鈴木 良道 委員、  10番 高田 健司 委員 から 欠席届が提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになって  おりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長をお願い  いたします。</p>
議 長	会長あいさつ
議 長	はじめに、事務局長から諸般の報告をお願いします。
事務局長	諸般の報告を行う。
議 長	<p>次に 議事録 署名委員の指名 及び 書記の指名を行います。  議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、  11番 谷中 昌 委員、12番 廣原 孝 委員を指名いたします。  なお、本日の会議書記は、事務局の 関根主幹 を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に 日程の決定について、お諮りいたします。  只今から 午後5時までと したいと思いますが、  いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">・・・異議なしの声・・・</p>
議 長	ご異議ございませんので、午後5時までと いたします。
議 長	<p>次に、報告 第5号から第7号の報告案件ですが、委員の皆様には  すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまし  て、さっそく質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いしま  す。</p>

議 長	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p> <p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに、議案第7号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について、上程いたします。</p>
議 長	<p>最初に、番号4番については、6番 安田 治 委員が、議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律 第31条 及び かすみがうら市 農業委員会 会議規則 第13条の規定により、退席願います。</p> <p>（6番 安田 治委員 退席）</p>
議 長	<p>事務局より、農地法第3条、番号4番の議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>－事務局朗読－</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、農地法第3条、番号4番の説明をお願いいたします。</p>
5番 塚本 勝男	<p>2月2日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、安田委員と飯田委員と私、塚本の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>番号4番の農地は、●●●●●●●●●●から約300m南に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理 されていきました。</p> <p>申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>柿 を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p>

	委員の皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号4番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり、許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>6番 安田 治委員の入室をお願いします。</p> <p>(6番 安田 治委員 入室)</p>
議 長	<p>次に、議案第7号 農地法第3条 番号4番を除いて、審議いたします。事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします</p>
議 長	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>—事務局朗読—</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
5番 塚本 勝男	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番の農地は、●●●●●●●●●●から約100m北に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理 されていまして。</p> <p>申請人は、耕作状況の継続のため、今回の申請に至りました。</p> <p>野菜 を作付けする計画です。</p>

続きまして番号2番の農地は、田伏地内の ●●●●●●●●●●  
●●●●●●●●●● から約500m東に位置する畑1筆になります。

現況は、おおむねきれいに管理 されてきました。  
申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。  
露地野菜 を作付けする計画です。

続きまして番号3番の農地は、宍倉地内の 金川集落センター  
から約700m 南西に位置する畑1筆になります。

現況は、きれいに管理 されてきました。  
申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。  
栗 を作付けする計画です。

続きまして、番号5番6番は土地の交換を行うことから関連性が  
ありますので一括で説明いたします。

申請地は かすみがうらウエルネスプラザ から約700m西に  
位置する田1筆、約900m西に位置する田1筆になります。

現況は、いずれも きれいに管理 されてきました。  
申請人は、耕作利便性向上のため、今回の申請に至りました。  
いずれも 水稻 を作付けする計画です。

続きまして番号7番の農地は、上佐谷地内の 圓明院 から  
約100m東に位置する畑1筆になります。

現況は、きれいに管理 されてきました。  
申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。  
柿 を作付けする計画です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を  
満たしていると考えます。

委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

只今、事前調査員の方の説明が終わりました。  
これより、議案審議に入ります。  
番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・

議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定 いたします。</p>
議 長	<p>(次に番号2番の審議、質問) 同様に諮る。 (次に番号3番の審議、質問) 同様に諮る。</p>
議 長	<p>次に、番号5番、番号6番は、渡人 と 受人 の所有する土地の交換 であり、申請地が隣接地番、申請事由が、同一であるため、一括審議 をいたします。 番号5番、番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょ うか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号5番、番号6番について 原案のとおり 許可することに、賛成 の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号5番、番号6番は原案のとおり 許可する ことに 決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号7番について、ご意見、ご質問等ございますでしょ うか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号7番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は、 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号7番は 原案のとおり 許可することに 決定いたします。</p>



続きまして番号4番の農地は ●●●●●● から約500m東に位置する畑1筆になります。

現況は、栗畑となっております。

申請人は、水戸地方裁判所土浦支部で行う競売に参加し、経営規模を拡大するため今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。

証明にあたり要件は満たしていると考えますが、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議 長

これより、議案審議に入ります。

番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。

番号1番について 原案のとおり 決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

議 長

全員賛成ですので、番号1番は 原案のとおり 決定いたします。

議 長

（次に番号2番の審議、質問）同様に諮る。

（次に番号3番の審議、質問）同様に諮る。

（次に番号4番の審議、質問）同様に諮る。

議 長

議案第8号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定については、原案のとおり 交付することに 決定いたしました。

議 長

次に、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。

事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については 事前調査を実施しております。</p> <p>—事務局朗読—</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
6番 安田 治	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番になります。図面番号1番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●から約200m北東に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらは、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>また、申請地は第1種農地ですが、申請地は集落に接続していることから不許可の例外に該当し、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号2番になります。図面番号2番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●から約400m南東に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらは、第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設 として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号3番になります。図面番号3番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●から 約800m北西に位置する畑2筆になります。こちらは、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、農業用施設(従業員及び運搬車両駐車場) として使用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>また、申請地は第1種農地ですが、農業に資する施設であることから不許可の例外に該当し、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p>

	<p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号4番になります。図面番号4番も併せて、ご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●から約700m北西に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p>
	<p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>番号1番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり 許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>（次に番号2番の審議、質問）同様に諮る。</p>
	<p>（次に番号3番の審議、質問）同様に諮る。</p>
	<p>（次に番号4番の審議、質問）同様に諮る。</p>
議 長	<p>議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することに 決定いたしました。</p>

議 長	<p>次に、議案第10号 現況証明願の交付決定について、上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお 当案件については 事前調査を実施しております。</p> <p>－事務局朗読－</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
7番 飯田 敬市	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番になります。図面番号5番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●から約900m北西に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらは、24年以上前から、駐車場として使用している状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>続きまして番号2番になります。図面番号6番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●から約800m北西に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらは、24年以上前から宅地の一部 となっており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について 原案のとおり 交付することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は 原案のとおり 交付することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について 原案のとおり 交付することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は 原案のとおり 交付することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第10号 現況証明願の交付決定については、原案のとおり 交付することに 決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の 規定による 農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 —事務局説明—</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。  ・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・</p>

議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 1 1 号 について 原案のとおり 決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 1 1 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条 第 1 項の規定による 農用地利用集積計画の決定については、原案の とおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 1 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条 第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定につい て上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>—事務局説明—</p>
議 長	<p>事務局説明が 終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 1 2 号 について、原案のとおり 決定することに 賛成の 方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 1 2 号 農地中間管理事業の推進に関す る法律 第 1 9 条第 3 項の規定による 農用地利用集積等促進計画案の 意見の決定については、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案 第 1 3 号 遊休農地の非農地判断について 上程いたし ます。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>—事務局説明—</p>

議 長	事務局説明が 終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。
13 番 栗山 千勝	名義人が死亡している場合、相続が出来ますか。1 人該当する方がいるので伺う。
事務局	地目変更が可能かとのことですか。
13 番 栗山 千勝	地目変更です。
事務局	地目の変更については共有名義になっている場合は、共有名義人 1 人の方が申請することで、地目変更ができるのですが、単独名義の人が死亡した場合は、相続登記が完了しないと地目変更は、できないと思います。
13 番 栗山 千勝	名義人が亡くなって場合はどうしている。
事務局	亡くなった方に関しては、亡くなった方の同一世帯の世帯主にこちらの通知を送っています。
13 番 栗山 千勝	相続ができるの。
事務局	実際に地目の変更が出来るかについては、親族間で協議して、相続人を決めて頂かないと、相続はできないと思います。
13 番 栗山 千勝	その辺も考えて指導していかなければならない、ただ単に出せばいいというのではなく、よく考えて通知しないといけないと思う、難しい判断があるよ。
事務局	今後の検討課題とさせて、頂きたいと思います。
6 番 安田 治	以前に出したものが、昨年度分が欲しいと言う方には、再交付できるのですか。

事務局	再交付に関しては、再交付申請をしていただければ、交付いたします。もしも送った方がお亡くなりになっている場合は、相続人であることが、確認できれば再発行いたします。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第13号 について、原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、議案第13号 遊休農地の非農地判断については、原案のとおり 決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。
議 長	来月の総会は、3月11日（月）午後2時から予定しております。 なお、次回の 事前調査員は、久松 弘叔 委員、井坂 孝雄 委員、高田 健司 委員 です。
議 長	日時は、3月4日（月）午前9時から、霞ヶ浦庁舎 小会議室2といたします。よろしく願いいたします。 他に 事務局から、何かありますか。
議 長	それでは、以上を持ちまして、第237回 総会を閉会いたします。 慎重審議 大変ご苦労様でした。
事務局長	・・・起立 礼・・・ お疲れさまでした。

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項の規定により  
署名する。

かすみがうら市農業委員会会長\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_